

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第102号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第102号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第103号、平成24年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長(金平公明君) 議案第103号についてご説明いたします。

議案第103号、平成24年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)でございます。

歳入歳出の総額から366万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,319万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、第1表のとおりです。

平成24年12月12日提出

八峰町長 加藤和夫

内訳については5ページからです。

歳入でございます。3款1項2目保険基盤安定繰入金366万2,000円の減額でございます。これは保険財政の確定に伴う減額でございます。

次の6ページです。

歳出ですが、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金366万2,000円の減額です。これも確定に伴う減額で、歳入歳出が同額で減額なるということです。

以上でございます。

○議長(須藤正人君) これより議案第103号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第103号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第103号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第104号、平成24年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） それでは、議案第104号をご説明いたします。

平成24年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

歳入歳出予算の補正の総額に歳入歳出それぞれ106万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億6,043万3,000円とするものです。

平成24年12月12日提出

八峰町長 加藤 和夫

5ページをご覧ください。

歳入です。5款1項1目の繰越金、前年度繰越金106万9,000円の補正です。

歳出の方になります。6ページです。

1款1項1目の一般管理費、委託料230万5,000円の減額です。これは24年度の検満メーター交換委託の完了に伴う減額です。

それから、1款2項1目八森地区施設管理費11節需用費の消耗品16万9,000円、それから修繕費390万円。消耗品につきましては、今年の秋の長雨で川の濁り水が排水池の方に入っております。その濁水処理凝固剤の在庫不足のための補正です。それから修繕費につきましては、小入川取水ポンプ、それから八森浄水場の水底交換修繕と、今後、配水管の漏水が3カ所くらいあるだろうという見込みの入った390万円の補正となっております。それから14節使用料及び賃借料の自動車等21万5,000円の減額、それから16節の原材料費の48万円の減額につきましては、24年度で濾過砂の一部を取り替え予定しております。

したが、搬入予定の茨城県産が被災による放射能汚染の可能性があるかもということで出荷してないため、今回減額補正をしております。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第104号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第104号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第104号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第105号、平成24年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 議案第105号、平成24年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）について、説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算補正ですけれども、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ90万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,453万2,000円とするものです。

今回の補正に関しては、歯科診療所を来年3月、中にはもう開設したいということで、その3月の1カ月分の運営費、それから診療所、医科の方の診療所を、本院ですけれども改修工事が終わりましたので、その不用額を減額したものが主なものとなっています。

5ページをお願いしたいと思います。

1款1項2目の歯科診療報酬収入ということで、先ほど言いましたように3月中には開設したいということなんですけれども、実際その開設の日がまだ決まってません。それで収入等につきましても見込みということで、今回10万円を計上させてもらっています。

それから、2款1項2目の歯科文書料、これも1,000円計上させてもらっています。

次のページをお願いします。

4款1項1目の繰越金です。前年度繰越金として今回の補正に関わる不足分として79万2,000円を充当させてもらっています。

それから、5款1項の雑入ですけれども、9,000円としています。それで、説明欄の7・8・9に係るものについては、お医者さんが診療所の2階の方に居住するという事なんでしょうけれども、どうしても構造上、水道というんですか、そういうもの等については分けて工事というんですか、することができませんので、その部分については、今までの鈴木さんの方でやったもの等を見ながら本人からいただきたいということで、このような金額を計上しています。

次、7ページ、歳出ですけれども、1款1項1目の一般管理費、ここで先ほど申しました15節の工事請負費242万5,000円、診療所本院改修工事の不用額としております。それから、2目の歯科管理費ですね、1の報酬60万円、これは歯科医師の報酬1カ月分ということです。それから7の賃金53万5,000円ですけれども、これは歯科衛生士1名、助手2名ということで、この金額を計上しております。それから、11の需用費66万円、それから12節の役務費5万6,000円、次のページの13委託料1万9,000円、それから14の使用料及び賃借料4万円ということで、運営に係るものを見込みで計上させてもらっています。

それから、2款1項2目歯科医療費として11の需用費で60万円、これは医薬材料費ということです。それから13の委託料6万3,000円、これ電子カルテシステムの保守、これの1万3,000円ですね、それから技工物作成委託料とありますけれども、入れ歯等については外注するという事になっていますので、その部分として見込みで5万円を計上させてもらっています。

それで、3款1項1目の予備費ですけれども、ちょうどこちらの方でもいろいろこうやっていますけれども、もしかすると歳出というんですかね、漏れとかあれば、そしてまた緊急の場合、こういうことを想定して30万円ほど予備費に計上させてもらっています。

以上です。

○議長(須藤正人君) これより議案第105号について質疑を行います。質疑ありませんか。

3番柴田正高君。

○3番(柴田正高君) この診療所の改修工事についてなんですが、今回242万5,000円の減額なっていますが、当初私たちに説明したのは管理費にあたる手数料、設計料、それ

から管理料等、手数料という形で計上しておったんですが、それも含めて580万円とかの金額だったと思うんですね。それで約半分近くも減額になったんですね。それこそ当初の見積もりが杜撰だったんじゃないかなという私はこういう感じを、今この減額予算を見てそういう感じを受けました。この五百何十万の計上をされた時、私は設計料や何かは補正しないんですかと聞いたんですが、その時、図面があるからと、図面で判断するというので、おかしいんじゃないかなというお話をしたんですが、それこそ図面で畳の汚れや、それこそクロスの汚れ、床の傷、そういうのなんかわかるはずないですよ。本来であればね、それなりの資格のある人が現場をちゃんと調査して、クロスの張り替え、㎡数は幾ら、このぐらいの程度の傷だったらフロアは張り替えしなくてもいいとかということで判断されて当然予算計上されるものだと思うんですよ。そうすればこんなに大幅な減額の金額は計上されなかったんじゃないかなという感じをいたしております。

それが1点と、それから3月から再開したいという今お話でしたけども、3月のいつから再開するのか。3月1日からなのか3月中頃なのか末なのか。3月たった月あるんですから、それですね。当然、再開にあたって歯科医師の確保はできたわけですが、歯科衛生士と、それから看護助手ですか、を採用しなきゃいけないわけですね。当然その採用を見た上で、当然本来であれば再開というふうになるのでしょうけども、その件についても全協でどなたか議員さんが取り上げておりましたけども、歯科衛生士1人でもできるようなそういうお話もされておったんですが、それこそ本来であればこの人員の確保がちゃんと目処が立って、それでいつから再開するというお話になるべきだろうと思うんですね。その点についてもご説明ください。

○議長（須藤正人君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） お答えします。

1点目の件ですけれども、ちょっと私が聞き違いであれば申し訳ないんですけども、これは前回の予算で改修の時の質問の話じゃなかったですか、今のお話ね。この今回減額するのは、当初予算で医科の方の本院、それからはつらつ苑、それらの改修工事が、塗装とかですね、その部分を今回減額するという事です。ですので、ちょっと聞き違いであれば困りますけども、さっき柴田議員の質問でクロスの張り替え云々、面積云々というのは、ちょっとこの工事の中には入ってませんので、たぶんそちらの方じゃないかなと思って、で、お断りしたいと思います。

それから、2点目のいつから再開するのかということについてですけれども、これは

全協の時、私の方で概算のスケジュールを出しました。確かにスタッフの、お医者さんは確保したけれども、衛生士とか助手さんは決まっています。ただこれについては、予算の裏付けのないものに対してうちの方で募集もかけられないというお話しています。というのは、この予算が通ったら町民の方への周知とか、それからハローワークへの何と申しますか募集っていうんですかね、そういうものを出したいということなんで、その点はちょっとご理解、確保っていうんですかね、予算の確保ならないのに人員の確保まではちょっといけないということをご理解いただきたいと思います。

それからあと、実施、いつ再開するのかということで、これは非常にはっきり言って今質問のとおりスタッフが全部揃ったりしないと、これはうちの方でやりたいといっても先生一人だけではもしかして無理かなという面もありますので、それでは早めに確保したいなと思ってます。それで私の方で3月中というのはスケジュール的にきついですけれども、全協の資料に出したように3月末現在で実際営業というんですかね、診療所が動いてれば、翌年度の交付税の方に援助してもらえ、算定なってくるということもありますので、できるだけそれに、はっきり言いますとそれをですね、せっかくそういうものがあるのであれば、できるだけ活用したいということで、遅くとも3月末までには再開したいというそのスケジュールを立てていたものです。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） まず1つ目は、報酬の額の算定をどのような判断で決めたのかということが1つです。これに伴ってですね、この方は36歳の女性の独身だということがあります。この方がですね、いろんな例えば事業所的に間に合わないというふうな状況になった時に中傷される心配があるなど。というのは、こういう上小阿仁の例があるわけですが、あそこの先生が6人でしたっけ、医者が代わっているわけですね。その一つの原因は、給料が、報酬がですね高くて、その高い報酬に合った収入が得られないという中傷があったりですね、それから土曜・日曜の休暇の休診っていうんですか休日の日にたまたま釣りをしていたら、町民にそれをとがめられたと、休みなのに魚を釣っているけども、あの人は職員なのに魚を釣っていると、いろんな形でまずその批判や中傷があつてですね、上小阿仁の医者の方はですね6人も代わっているという現実があるわけです。今回、36歳という方がですね、現実的には当初年度からたぶん想像するに赤字であろうと思いますし、議会の説明会の中でも出たようにですね、交付税が足して初めて

何とかなるんだというふうな状況なわけです。町民はその中身というのは判らなくて勝手なことを言うわけですが、その辺が出た場合、ちゃんと精神的なフォローを町としてやっていかないとですね、その36歳という年齢の若さが対応できていけるのかなと、半年か1年ぐらいでご免してくれちゃべられるのではないかなということをおちょっと心配しているわけなので、その辺をちょっと町の方のフォローについての考え方をご答弁願いたいと思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） それでは、1点目なんですか、2点目混ざったようなちょっと私あれなんですけれど、まず歯科医師の報酬決めるというのは、1つはですね他の公営診療所ですね、こういうものも状況を考慮して決めたものです。今回採用なるというのは、歯科医師は正職員ではなくていわゆる特別職の職員という、報酬という形で採用するんですけれども、いわゆる正職員と違いまして、いわゆる報酬だけ月額幾らだけということで手当等ありません。そういうもので月60万円、年収ベースで720万円ということなんですけれども、以前、全員協議会で提出した資料の中にA町、B町というような書き方で県北のある町の例も出してましたけれども、それらの医師と比べますとですね決して高いものでないということをご理解願いたいなと思っています。それで一つの例、例というんですか、A町の場合ですとですね、これは大学から派遣されている歯科医師なんですけれども、この人は一日3万8,000円の、この人は手当なしという方です。これ単純いきますと月20日勤務すると76万円になるんですけれども、これで年収ベースだと約912万円ほどになります。それからB町の場合だと、これは町の職員として採用されている方です。50歳前後で基本給は50万円前半だと、それに毎月30万円ほどの医師としての手当を支給していると聞いています。いずれ詳細的にはちょっとお聞きできませんでしたが、いずれ正職員ということですので期末勤勉手当その他諸々入れた場合、たぶん年収では1,300万円以上にはなるのかなと思っています。そういう意味ですと、うちの方、考え方によりますけれども、ほかのいわゆる公共団体というんですかね、同じ歯科診療所の医師と比べて突出して高いとかそういうような状況ではないのかなと思っています。

それから後段の方で、議員はちょっと私の方に出したのもなかなか厳しい資料なんですけれども、その中でも先生が運営というんですかね、その中でちょっとこう落ち込むって言うんですかね、そういうことのないように、そういう時は町の方でフォローというよ

うな話されてましたけれども、いずれできるだけ、いろんなケースが考えられるかと思
いますけれども、いずれずっと長くいてもらうように、うちの方もできるだけフォロー
はしたいと考えています。

以上です。

○議長（須藤正人君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 前段の話は今答えたとおりですので、本人がですね、やっぱりう
ちを離れて遠くへ来るわけです。そしてまた単身赴任ということなので、それぞれやっ
ぱり生活は慣れるまでは大変だと思います。幸いなことに、まず隣に診療所もあります
ので、そういう人方との交流とかそういうものもまたできる状態にあります。そして、
これはどこへ行っても同じなんですけれども、できるだけ地域に早くなじんでいただく
ように我々もですね声をかけていきたいと思ひますし、地域の人からも大事に育ててい
ただきたいなと思ひています。それからまた、議員の皆さん方からも是非また温かく声
かけていただければ、いずれ決まって来るようになれば皆さん方にもご紹介をしたいと
思ひますので、どうか一つ宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 先ほどはどうも失礼しました。私の勘違いでした。それこそこの
減額の分は医科本院の分ですね。確かに医科本院の工事はハーフの取り替えだとか外壁
の塗装工事だとかだったと思うんですね。それでこの現場の管理はどちらで行ったんで
しょうか。建設課ですか、それとも福祉保健課の方ですか。というのはですね、足場、
工事するのに当然足場が必要なわけで、ビデ足場を設置して請負業者が工事しておった
んですが、その足場がですね、かなり杜撰な足場でして、それこそ労働安全衛生法から
いけば、当然あのビデ足場を組むのに下に足場板を敷いて、その上からジャッキを置い
てその足場に固定してビデを組まなきゃならない。そして、ビデは当然根絡みもとらな
きゃならないということになってるんですが、そういうのが全然なされてなかったんで
ですね。当然、それで事故があった場合は当然管理する方にも管理責任が発生するわけ
ですけども、福祉保健課の方で管理してあったというんであればあんまりそういうのに慣
れてないせいもあろうかなという感じもするんですが、建設課の方で管理なされてたん
だとすれば、そういうののプロの担当が管理したんであればいささか問題かなという気
もするんでね、そこをどうなっているのかお知らせください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君）　ここの現場監督というんですかね、やったのは福祉保健課の方でやってます。担当は、前に建設の方から今回異動なったわけですがけれども、そちらの方が詳しい方なんで、その人をお願いしてやってもらってます。ただ、大変申し訳ないんですけど、今柴田さんの専門的なちょっとお言葉の中で足場の問題、話されましたけれども、ちょっと私詳しくちょっと判りませんので、ちょっとこう後で本人というんですか、ちょっとこうお話してみたいな、こういう指摘があったよということだけちょっとお話させていただきたいと思います。

○議長（須藤正人君）　ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君）　足場の施工規則がですね確か4年ほど前に改正されまして、非常に厳しくなったんですよね。それで足場から転落する事故、それから足場の上に物を置いて、それが落下して怪我をすとかという事故が多数発生いたしまして、それ以来、足場の設置に関する基準が非常に厳しくなって、それで、当然こっちの方、行政の方にも、建設の方にもそれは届いてるはずですよ。ですからね、やっぱり工事に際してはですね福祉保健課の所管の仕事だから福祉保健課でっていうことではなくてですね、やっぱり課同士ちゃんと連携をとって違反のないようにちゃんとしっかりやっぱり指導すべきだろうと斯様に考えるわけです。それこそ課の連携がないのでそういうことになったんじゃないかなと、こういう気がいたします。やっぱり町長もそういう、町長でしょうか、副町長ですか、職員、課内の連携、そういうのについてもやっぱりしっかり指導すべきだと思うんですが、副町長の考えをお聞かせください。

○議長（須藤正人君）　当局の答弁を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤進君）　今それこそ大変恥ずかしい話ですがけれども、今指摘されるまで判らなかつたということで、この後の施工する工事についてはその辺十分心してしっかりやっていきたいと思っております。宜しくお願いたします。

○議長（須藤正人君）　ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん）　まずアンケートをとられたということで、これは本当に住民の声が聞けて大変よかったなと思っております。60代から80代まで61.6%の人がこれに答えていますので、この人たちのことを配慮してということでちょっと質問したいと思います。

町営の診療に来る人たちをバスを使って、そして歯科を利用する人たちにもそれを利用してもらうということで最初お話ありましたけれども、秋元先生から診てもらう時間

と歯医者さんから診てもらおう時間、これズレがかなりあると思うんですね。その点どう
いうふうに待ってもらえるものなのかどうなのか、その辺の今からちょっとこれ考えて
おかなければならないのではないかと思います。

それと、診療所と歯科診療所、廊下で繋がってますよね。私も何回か…繋がってない、
確か…診療所と歯科診療所、繋がってないですか。繋がってなかったらほんのわずかの
隙間があると思うんですけれども、診療所を受けた人が歯科診療所をそのまま廊下づた
いで利用できるようなそういうふうなやり方にすると、お互い、歯医者さんに行く人と
診療所に行く人っていうことで、大変こう利用しやすいし、いちいち外に出てまた段差
があるところを利用してっていうことではなくて、同じ町営の診療所であったらそこを、
ほんのわずかな隙間だと思いますので、そこをお互いにこう話し合いながら進めていく
ということとはできないものでしょうか。この点について伺います。

○議長（須藤正人君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） お答えします。

いずれ詳しい運営形態についてはこれからの詰めていかなければならないと思ってい
ます。

それで1点目、バスを使って利用云々ということ、確かにバスは乗ることは可能で
すけれども、実際、今は医科の方で使って、専用というんですかね、そういう感じです。
従いまして、両方、一緒に乗ってきてもですね一緒に両方、医科も受けて歯科も受けて
帰りのバスにも乗れるというのはちょっとこうきつい状況なので、そこいら辺ちょっと
いろいろ今後検討していかなければならない事項だと思っています。今のところまだ確
実にこうするというのは決まってませんので、その点をご理解願いたいと思います。

それから、2点目、医師、それから歯科医師、医科と歯科ですね、建物の構造上は繋
がってるんですけれども、実際は今はそこをですね、もともと何ていうんですか、医師
住宅を歯科の診療所に改造した関係で、その通路のところにレントゲンを設置していま
す。レントゲンですので、もう廊下っていうんですか通路いっぱい、頑丈に放射線漏
れっていうんですか、だと思っただけなんですけれども、そういうことでやっていますので、今は
隙間等は一切ありません。ですから、繋ぐとすれば非常に別ルートで繋がざるを得ない
んですけれども、それもまた建物の構造上ちょっとこう無理かなというのが正直なところ
です。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第105号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第105号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 3時12分 休 憩

.....
午後 3時14分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第14、陳情第7号、オスプレイの配備と秋田県上空での飛行撤回を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 今回の衆議院選挙でどのような政権に代わるかによって、その政権の考え方によって政策を見た上でというふうな議運の説明でしたけれども、どのような政権に就こうとも、要望は要望としてこれは国民の要望ですので願いは一つ同じであると思います。そういう意味でも、この出された陳情は12月議会、3月の予算、国の予算にからんだものとか、今やはり非常に困っている問題なんかもありますので、これは全て私は付託されることなく即決でお願いしたいと思いますので、宜しく願いいたします。

○議長（須藤正人君） ただいま2番見上政子議員から即決の動議が出されました。動議に賛成の方、ご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（須藤正人君） ただいまの動議は賛成者1名おります。ただいまの動議が成立されました。

ただいまの動議は、会議規則第16条の規定により成立いたしました。

委員会付託を省略することの動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。動議のとおり決定することに賛成の方、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（須藤正人君） 起立少数です。従って、委員会付託を省略することの動議は否決されました。

陳情第7号は、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

次の定例会までに審査を終了するよう希望いたします。

日程第15、陳情第8号、消費税増税に関する意見書の提出についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、陳情第8号は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

次の定例会までに審査を終了するよう希望します。

日程第16、陳情第9号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） これも国会の予算にからんだ議案ですので、これは地方議会の方から是非これを実現して欲しいということで即決した方がいいと思いますので、反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ただいま2番見上議員から即決の動議が出されました。動議に賛成の方、ご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（須藤正人君） ただいまの動議は、会議規則第16条の規定により成立いたしました。

委員会付託を省略することの動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。動議のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立少数です。よって、委員会付託を省略することの動議は否決されました。

陳情第9号は、教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

次の定例会までに審査を終了するよう希望いたします。

日程第17、陳情第10号、介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） これも3月議会を出して国会にお願いするには、これも時間がないと思います。今からやはり国の方にこういう処遇改善を求める陳情を議会に出すべきではないかと思います。

○議長（須藤正人君） ただいま2番見上議員から即決の動議が出されました。動議に賛成の方、ご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） ただいまの動議は、会議規則第16条の規定により成立いたしました。

委員会付託を省略することの動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。動議のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立少数です。従って、委員会付託を省略することの動議は否決されました。

従って、陳情第10号は教育民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

次の定例会までに審査を終了するよう希望いたします。

日程第18、陳情第11号、「教育費無償化」の前進をもとめる陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） これもやはり3月議会で決めてから出すには、もう国家予算も決まっておりますので、特に大事な教育費の無償化ですので、これも是非議会で早目に即決してほしいと思います。

○議長（須藤正人君） ただいま2番見上議員から即決の動議が出されました。この動議に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） ただいまの動議は、会議規則第16条の規定により成立いたしました。

委員会付託を省略することの動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。動議のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立少数です。従って、委員会付託を省略することの動議は否決されました。

従って、陳情第11号は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

次の定例会までに審査を終了するよう希望します。

日程第19、陳情第12号、「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） これも大事な陳情であります。少人数学級することによって学力も伸びますし、いろんな意味で子どもたちに行き届いた教育ができます。是非これも議会で皆さんで即決して国へすぐ出していただきたいと思います。

○議長（須藤正人君） ただいま2番見上議員から即決の動議が出されました。この動議に賛成の方、ご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） ただいまの動議は、会議規則第16条の規定により成立いたしました。

た。

委員会付託を省略することの動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。動議のとおり決定することに賛成の方、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（須藤正人君） 起立少数です。従って、委員会付託を省略することの動議は否決されました。

陳情第12号は、教育民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

次の定例会までに審査を終了するよう希望します。

日程第20、陳情第13号、国に、生活保護基準の引き下げをしないことを求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 今、生活保護を受ける人がかなり多くなりました。というのは高齢者の方々の年金が非常に少なく、国民年金だけでは暮らしていけない一人暮らしの高齢者が増えております。併せて若い人の仕事がない。こういうふうが増えたことによってその基準を引き下げるということは、これはあってはならないことです。今度の新しい政権がどのようになるか判りませんが、是非このことも3月議会で決定してからでは遅いと思いますので即決を求めます。

○議長（須藤正人君） ただいま2番見上議員から即決の動議が出されました。この動議に賛成の方、ご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（須藤正人君） ただいまの動議は、会議規則第16条の規定により成立いたしました。

委員会付託を省略することの動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。動議のとおり決定することに賛成の方、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（須藤正人君） 起立少数です。従って、委員会付託を省略することの動議は否決されました。

陳情第13号は、教育民生常任委員会に付託することに決定しました。